

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の一部改正について【概要】

令和5年度に過去最多の人身被害件数となったクマについて、令和6年4月、「指定管理鳥獣」に指定されたことを受け、当県のツキノワグマ管理計画の一部を改正するもの。

1 第二種特定鳥獣管理計画について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

今回はツキノワグマ管理計画の一部を改正するもの。

【第四期宮城県ツキノワグマ管理計画の概要】

- 計画の期間
令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5か年
- 管理が行われるべき区域
県内全域
- 管理の目標
 - ・ 個体数管理
県調査結果を参考に個体数水準4（安定存続地域個体群）を維持しつつ、加害個体を選別して捕獲する。
 - ・ 被害の防除
農業被害・林業被害共に被害額の3割減

2 改正概要

捕獲を通じた人身被害の防止を目的とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、必要な事項を定めるもの。

3 改正に至った経緯

- ・ 本県において生息するツキノワグマは、近年活動範囲の拡大による市街地への出没や人身被害リスクの増加等が懸念される。
- ・ 全国的にもツキノワグマの日常生活圏への出没が増加しており、人身被害は令和5年度に過去最大の被害件数となり、令和6年4月に法の省令が改正され、クマ類が「指定管理鳥獣」に指定された。
- ・ 指定に伴い、環境省の交付金を活用し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が可能となり、実施の要件として、県の第二種特定鳥獣管理計画にその旨を規定する必要がある。

4 改正に向けたスケジュール

- 5～6月 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及びツキノワグマ部会開催
自然環境保全審議会諮問
- 6月 パブリックコメント実施
- 8月 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及びツキノワグマ部会開催
- 9月 自然環境保全審議会答申
- 10月 改正計画公表